

新しい規制のイメージ

新たな規制の枠組みの下で更なる実態把握を行い、少額短期保障事業者の業務範囲や事業実施主体の見直し、保険会社規制の見直し、その他別途の法整備の要否等、保険業法の適用のあり方について幅広く検討し、必要な措置を講ずる。

法施行

(施行後5年を目途)

適用除外： 制度共済	<p>①適用除外：制度共済、少人数、企業内共済…</p> <p>構成者が真に限定される共済</p>	
特 定 (共 済)	<p>②少額短期保障事業者：見舞金、葬儀代、通常生ずる物損 (一定の事業規模の範囲内) 等の少額短期保障 (登録制等) ⇒参入時の財務規制等を緩和</p>	
不特定 (保険会社)	<p>③保険会社：①②にあたらな場合は免許</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相互会社又は株式会社 ・財産的基礎（緩和） ・事業開始時には保証金供託を義務付け、供託額は事業規模に応じて上乘せ ・商品審査は契約者保護等の観点からの最低限のチェックのみ ・資産運用は預金・国債等のみ ・情報開示 ・募集規制 ・検査・監督 ・予定利率リスク、資産運用リスクなどのリスクを極力排除。供託制度前提にセーフティネットは設けず